

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 令和2年7月3日(金)午前9時59分～午前10時50分

場所 第2・第3委員会室

出席議員	委員長 大野慎治	副委員長 井上真砂美	委員 鬼頭博和
	委員 黒川武	委員 須藤智子	委員 伊藤隆信
	委員 木村冬樹		

説明者 福祉課長 富邦也、同統括主査 大島富美

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕

協議事項 (1)手話言語条例の制定について
(2)その他

◎委員長（大野慎治君） おはようございます。

おそろいになりましたので、ただいまより厚生・文教常任委員会を開催させていただきます。

今回は、継続審査事項になっております手話言語条例の制定について、みんなで勉強を兼ねて協議してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、資料の確認についてよろしくお願いします。

資料は、手話言語条例成立自治体というものと、次に障害者権利条約の制定と条約文、合理的配慮について知っていますか、障害者差別解消法についての資料、愛知県の手話言語・障害者コミュニケーション条例についてとじてあります。最後に、手話言語条例の内容、各市町の条例がついております。条例の中身についての内容説明になっております。一番最後、岩倉市議会として「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書を平成26年９月30日に岩倉市議会として提出していることを御報告申し上げます。

まず、最初に私のほうから説明させていただきます。

最初の１ページ目を御覧ください。

手話言語条例成立自治体という数は、今日現在で間違いはないですが、28道府県、東京の中の13区、23市52町１村で合計349自治体が手話言語条例を成立しています。

愛知県としては、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例をまず愛知県さんが平成28年10月に制定して、以下、常滑市さん、知立市さん、稲沢市さん、蒲郡市さん、西尾市さん、大府市さん、知多市さんが条例を制定しています。

条例を制定している中では、稲沢市さんが尾張ですが、知多半島と西尾張の方が条例を積極的に推進している状況であります。

参考自治体として、秋田県大館市さんと大分県宇佐市さんを書かせていただきましたが、実はもし今年視察に行けたらどちらかに行こうと思っていたので、ちょっと先進的な取組なので入れさせていただきました。

一番下に、全国手話言語市区長会というのがありまして、557市区が加盟しています。全部で815です。東京23区と市で、加盟率は68.3%です。

愛知県は、次のページを見ていただくと分かるんですが、名古屋市を含めて38市中20市加盟しています。裏面も見ていただくと分かるんですが、実は尾張のほうだけが加盟率が非常に低いということになっています。稲沢市

さん以外の尾張はどこも加盟していないというのが今現状であります。

手話言語条例について、前文が各市町であるんですが、どうして手話言語条例を制定した理由として、障害者権利条約というのが国連で採択されておりまして、我が国日本は国連で28年5月に条約が発効した中で、日本は遅れて6年後、2014年1月20日に障害者権利条約を締結して、2月19日から効力が発生しているということになっています。

中身については、次のページ、2、3ページ目を見ていただいて、「わかりやすい版」が表裏に2ページにわたって書いてございますので、御興味があればぜひ読んでいただきたいと思います。

次に、「合理的配慮」を知っていますかという内閣府のページで、障害者差別解消法により、障害のある方への合理的配慮が求められていますと。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月1日から施行されています。

すみません、ここについて障害福祉グループ長、ちょっと詳細に説明していただけるとありがたいです。

◎福祉課統括主査（大島富美君） 頂いた資料の「合理的配慮」を知っていますかの裏面のところを読ませていただきます。

「共生社会」の実現のために。障害のあるなしに関わらず、全ての命は同じように大切であり、かけがえのないものです。一人一人の命の重さは、障害のあるなしによって、少しも変わることはありません。

このような「当たり前」の価値観を改めて社会全体で共有していくことが何よりも大切です。

こうした取組の一步一步の積み重ねが、障害のある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現へとつながっていきます。

この「障害者差別解消法」では、障害のある人に「合理的配慮」を行うことなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

この法律を進めることで、障害のある人とない人が実際に接し、関わり合う機会が増えると思います。こうした機会を通じ、障害のある人とない人がお互いに理解し合っていくことが「共生社会」の実現にとって大きな意味を持ちます。

◎福祉課長（富 邦也君） 加えますと、こちらのほうを先ほど読ませてもらいましたが、基本的には障害のある人もない人もお互いに理解し合って、自立し支え合っていくということ、そういったことが述べられておりまして、こういったことを実現しようということで書かれております。よろしく

お願いします。

◎委員長（大野慎治君） 次のページを読んでいただけると、障害者差別解消法では何が求められているのかと。不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供というふうに書かれております。

さらに、具体的に次のページを見ていただけると、禁止されている事項の具体例が書いてございます。

ぱっと読んでいきますけど、受付対応の拒否。本人を無視して、介助者や支援者、付添いの人だけに話しかける。実はこれ、よくあることです。

学校の受験や入学を拒否する。障害者向け物件はないと断って対応しない。保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れないということなどが具体的にあります。

合理的配慮が求められていますということで、具体的な事例としては、障害のある人の障害特性に応じた座席を決めています。これは、岩倉市はしっかりと取り組んでいただいています。

障害のある人から「自分で書き込むのが難しいので代わりに書いてほしい」と伝えられたとき、代わりに書くことに問題がない書類の場合は、その人の意思を十分に確認しながら代わりに書く。これも岩倉市はちゃんと取り組んでいただいていますよね。

◎福祉課長（富 邦也君） 付け加えますと、昨年から福祉課のほうですけど、コミュニケーション支援ボードといったものを窓口に設置しまして、また皆さんに見てもらえばいいんですが、分かりやすい、手話とかできない方も、指さしボードみたいなものを作成してまして、また展開していこうと思っております。

◎委員長（大野慎治君） 今、御説明いただいた意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使うと。災害時のときも、一応タブレットは用意されているとはお聞きしています。

駅などで段差のある場合に、スロープなどを使って補助するという事になっていきます。

ここで、当局に確認したいことや質問したいことがあれば。何かございますか。

◎委員（須藤智子君） この今もらった支援ボードを使って、現実には何人ぐらい対応しているんですかね。

◎福祉課長（富 邦也君） 数的には、ちょっと把握していないんですが、例えばお年寄りの方とかも、そういった聞こえの悪い方で大きい声で会話するときでも、こういったものを提示して、指さしですするという形もあります。

ので、数は多くはありません。

基本的に、窓口へ来られる方は、聞こえづらくても口頭でしゃべる方が多いんですけど、こちらのほうで聞きづらくてなかなか受付とかの業務ができない場合は、ちょっと指さしボードを指して、これでどうですかねというふうに案内をして、積極的にこちらからこれをどうぞというわけではなくて、対応しながら、これが必要であれば見せるという形で、これでスムーズにコミュニケーションが取れば今後そうやってやっていくという形になっていきますので。

◎委員（須藤智子君） 手話が必要な人というのは、その場で手話の方が来てくださるんですかね、受付に。

◎福祉課長（富 邦也君） 月、水、金の午後から手話通訳士の方を雇用していますので、そちらのほうに大体、聾啞の方、必要な方はその日に合わせて皆さん来て、コミュニケーションを取っていますので。

◎委員（須藤智子君） じゃあ、予約して来るということ。

◎福祉課長（富 邦也君） 予約ではなくて、もう関係ができていて、その人宛てに月、水、金の午後から大体窓口に来て、それ以外に来られるときは職員が対応していきますので。私のところにも、よく顔を出しにも見えますし、何かあれば声をかけていただけますので。そういったとき、私はそこまで手話ができるわけではないので、字を書いて、筆記でやったりして、コミュニケーションをよく取るようにしております。

◎委員（須藤智子君） ありがとう。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質問したいことはございませんか。

◎副委員長（井上真砂美君） ありがとうございます。

今、聞こえづらい人が見えた場合に対応できると言われたんですが、それは聞こえづらい人にも一応意思是、コミュニケーションはある程度は取れているというような解釈でいいですか。

◎福祉課長（富 邦也君） 窓口に来る方は、ある程度コミュニケーションの取れる方が見えますので、そうでない方は一緒に誰か連れて窓口に見えると思いますので。

◎委員長（大野慎治君） 僕からも聞いていいですか。

月、水、金に来られることは分かるんですけど、例えば市民窓口課だったり、用事のある課に、一回福祉課に来ていただいてから対応するのか、各課で対応しているのかということを教えてください。

◎福祉課長（富 邦也君） 基本的に、障がい福祉グループの窓口のほうへ対象者の方は来られます。それで、どこの課に行きたいとかという相談を受

けて、一緒についてフォローをしていくという形がほとんどですね。

◎委員長（大野慎治君） ほかにございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 手話通訳者だとか、指さしボードを使ってということなんですけど、市民向けにそういう対応をきちんとしているというようなことのPRというかアナウンスはどのようにされているんでしょうか。

◎福祉課長（富 邦也君） こちらのほうの手話とかそういったものについては、昨年の6月から広報とかで手話の挨拶とか簡単なものについては市民向けにお知らせをさせていただいています。また、ユーチューブのほうでも、い〜わくんのほうを使って、今回2回目になりますが、い〜わくんが手話をやっている状況とか、そういったものを流して周知に努めているところです。

◎委員（木村冬樹君） いや、手話通訳が月、水、金の午後にいますよということだとかをどうやって案内しているかということなんです。ホームページだとか……。

◎福祉課長（富 邦也君） すみません。手話通訳に関しては、ホームページのほうへ掲載させていただいています。あと、関係の方はつながりがありますので、そういったところで周知等、啓発とかをさせていただいています。

◎委員（木村冬樹君） 多分、前に僕が一般質問したときに、尾北地区聴覚障害者福祉協会に、もちろん入っている人ばかりじゃないですよ、聴覚障害者の中で。だから、そういうところに入っている人はそういう案内ができるかもしれないけど、ホームページだけでいいのかなというところを少し感じるんですけど、どうでしょうか。

◎福祉課長（富 邦也君） 言われるとおりだと思います。

そういった点も踏まえて、関係する団体とか、そういったところには声かけをして、団体に入ってくださいとか、なかなか団体のほうも声をかけてというか、分からないのでなかなか入ってくれないというところもありまして、できる限りそういったところの協力を得て周知しているところであります。

◎委員（黒川 武君） 今、団体だと言われたけど、市内ではどのような団体があるんですか。

◎福祉課長（富 邦也君） 社会福祉協議会ボランティアとかに入っています、昼の部と夜の部があるんですけど、こいのぼりというサークルがありますので、そちらのほうとかには周知させていただいています。

◎委員長（大野慎治君） こいのぼりさんは同じ団体だけど、昼の部と夜の部があるので。

ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（井上真砂美君） 平成30年度版で、いわくらの統計という冊子

を頂いております。その中に、等級別身体障害者の現況というふうで、聴覚障害者の総数112名というふうに記載されているんですけど、聴覚障害者として認められている人が平成30年は112名ですけど、その後増減とか……。ごめんなさいね、こういう資料、事前に話もしないで。増減とかありましたら、教えてください。

◎福祉課長（富 邦也君） 令和元年度末になると、ちょっと正確な数字はあれなんですけど、基本的に実際、聴覚障害のある方につきましては102名の方が存在しまして、100デシベル以上、全聾みたいな形の方につきましては大体30名ほどが令和元年末ぐらいの人数になっております。

◎副委員長（井上真砂美君） 今、デシベルと言われたんですけど、30名の方は本当に聞こえにくい……。

◎福祉課長（富 邦也君） そうですね。基本、手帳の聴覚障害2級以上の方が100デシベル以上、両耳でという方になりますので、その方が聞こえにくいというか、ほぼ聾者になると思われれますので。

◎副委員長（井上真砂美君） ありがとうございます。

ということは、以前頂いた表を見ると、障害の1級から6級まであって、1級、2級の方が30名というふうな確認で……。

◎福祉課長（富 邦也君） そうですね。合わせて、その程度見えますので。

◎副委員長（井上真砂美君） ありがとうございます。

◎委員長（大野慎治君） ほかにございませんか。

◎福祉課長（富 邦也君） あと、1つ加えると、聾者の方については、手話とかのできる方については、すみません、把握まではできませんけど、大体10名ほど、市内には見えると私の把握している中では思っております。

◎委員長（大野慎治君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） では、続いて愛知県の手話言語・障害者コミュニケーション条例について。

中身については、表紙がパンフレットで、裏面がちょっと詳細に書いてある内容でございます。

条例の概要は、対象とするコミュニケーション手段として、手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物または絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置等というものがコミュニケーション手段です。

あとは、基本理念や県の責務、県民の役割、事業者の役割、学校等の設置者の取組、県の取組として啓発及び学習の機会の確保、人材の養成等、情報

発信等が中身として書いてあります。

条例の内容については、次のページからありますので、中身についての詳細は述べませんが、第14条にわたっての条例が県でできています。

続いて、各市町の手話言語条例の内容について。

内容については、常滑市さん、稲沢市さんの手話言語条例は、前文、目的、基本理念、市の責務、市民の役割、施策の推進方針、財政措置、委任で、蒲郡市さんだけは定義が入っています。定義が入っていて、財政措置がないというふうになっています。

大館市さんの手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例というのは、愛知県さんの条例と倣ったような形で、前文、目的、定義、基本理念、市の責務、市民の役割、事業者の役割、施策の推進の方針、意見の聴取。意見交換の場を設けるということですね。学ぶ機会の提供、学校における理解の促進、公の施設等における啓発、情報の発信等、コミュニケーション支援者の配置等ということで上げられています。

大館市さんは、公の施設における啓発が入っておりますが、具体的な内容については条例の中身を見てください。基本的には、情報発信、学校等での学習の機会というのが非常に重要であるということと、財政的な措置は今でも取っている、岩倉市でも取っていますもんね、課長。

◎福祉課長（富 邦也君） はい。

◎委員長（大野慎治君） 今でも、いろんな講演会や何かで来ていただいているので、財政措置は取っているということになっています。

これを見ながら、ちょっと表紙でまとめてきましたので、条例の中身についてはあまり、後でおのおので勉強していただきたいと思いますが。大分県宇佐市さんや大館市さんの条例の中身のほうは、具体的で分かりやすいのかなあと思います。

課長、ちょっと1点だけ聞いていい。

定義って必要だよな、普通は。岩倉市の条例って、定義っていつも入っているよね、うちの条例のつくりって。いつも入っていますよね。

◎委員（黒川 武君） 今、委員長が説明していた蒲郡市の資料というのは。

◎委員長（大野慎治君） 蒲郡、すみません、入れ忘れました。大変申し訳ございません。

意外と愛知県のほうは基本的に、手話言語条例というのをちょっと勉強させていただいたら、手話言語基本条例みたいな形で、今やっていることをしっかり条例として書くという。岩倉市もいろんな取組をしていただいておりますが、それを条例として取り組んでいることを書いたものが条例としてい

ると。

課長、原則そうですね。ほかの市町を見ると。

◎福祉課長（富 邦也君）　そうですね。基本的に、ほかのところもちょっと見させていただくと、基本、岩倉市もほとんどやっているところが条例のところに載っていると思っておりますので、他市に比べて手話の広報での周知等とか、そういったこともしていますので、岩倉市は手話の方については十分に当事者とお話をしながら今進めているところでありますので、そのところは理解していただきたい。コミュニケーションはきちっと取っておりますので。

◎委員（黒川 武君）　国の動向はどうなんでしょうかね。一向に、このことについて、なかなか聞こえこないというのが正直なところですので。

◎福祉課長（富 邦也君）　私もちょっと調べたんですけど、そこまでちょっと情報がなくて、申し訳ございません。

◎委員長（大野慎治君）　私も調べたんですが、手話言語法というのが制定になっているかどうかというのが確認できない。

◎委員（木村冬樹君）　平成29年12月議会で僕が一般質問したときに、手話言語法の制定を求める意見書を100%の自治体が採択して意見書を出しているんですよ、国に対して。ところが、国は全く動きがないというのが現状で、そういう答弁がされているところだもんだから、全く動きがないというふうに思います、今も。100%の意見書が出ているのに、全く動きがないという。

◎委員長（大野慎治君）　動きはあったようなんですが、そこで止まっちゃったというのが、国の動きとしては。

〔「原因は」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君）　原因はあると思います。ありますが、なぜか令和元年のときに上がっていたんですが、止まってしまったというのが。そこまでは僕も確認できたんですが、それでなぜか継続審査にならないまま終わっているという取組になっているというふうに確認はさせていただきました。

結局、各県や市町で条例化が進んできたから、国が後から法令をつくるというのもおかしくなっちゃうのかなというのも若干思いますが。

その辺は、課長、情報ないですね。

〔発言する者あり。〕

◎委員長（大野慎治君）　何か質疑ございますか。せっかく課長とグループ長に来ていただいていますので。

◎委員（須藤智子君）　これは手話言語条例の制定についてという継続審査の申入れをしたんですよ。条例を制定するのを前提として、この会議を開

いているんですか。

◎委員長（大野慎治君） それは委員長としてじゃなくて、昨年度、財務委員会のほうで手話言語条例のやつの数が多くて、提案をしようとしていたんですが、それは厚生・文教常任委員会で取り扱ってくださいということが財務委員会で決まったんですよね。それで、財務委員長から来年度そういった取組をやってくださいということは聞いていましたので、これを取り上げさせていただきます。それは財務委員会の政策提案を出す段階で4つあったんですが、それが厚生・文教常任委員会で取り扱ってくださいというふうに、当時鬼頭財務委員長から来年度に取り組んでくださいということだったので、これを入れさせていただきます。

◎委員（須藤智子君） これは、岩倉市議会では、26年9月30日に意見書を出したんですね、国へね。手話言語法の制定を求めるということで出したんですけど、そのときに聾啞者の方にちょっと確認をしたら、条例制定については、そのときはまだ必要ないようなことを言われたんですわ。で、今に来ているんですけど、その後、愛知県のほうが平成28年度に制定しましたね。いろいろ各市町でやっているんですけど、やはり必要とする方、聾啞の方たちですね。そういう方たちがこの条例が必要だよということであれば、条例制定も致し方ないかなと思うんですけど、そのところはちゃんと確認はしているんでしょうか。

◎委員長（大野慎治君） 今日が初めて、担当課との意見交換というか、お話を聞く会ですので、今日勉強会を兼ねてお話を聞く会ですので、1回、一番最初に制定した常滑市さんや稲沢市さんにお話を聞きながら、県内しか行けませんので今年は。その後、障害者団体の方と意見交換をしようといった形で、課長とはお話をさせていただいておりますので、手順は踏んでいきたいと思っています。

◎委員（木村冬樹君） 当時の状況を伝えますと、確かに協会に加盟している方々は、条例の制定は急がないと言いました。条例が必要ないとは言っていないですよ。

〔発言する者あり〕

◎委員（木村冬樹君） 違う、違う。そんなこと言っていないんです。僕も直接話を聞いたんだけど、条例制定は急がないと言ったんです。取りあえず、国で法律を定めてほしいということをやって、条例の制定はそんなゆっくりでいいからという話だったと思います。

とにかく、この条例の制定に自分たちが関わらずに、議会の中で決めていかないでほしいということも言われていたというふうに思いますので、もち

ろん条例制定に向けては聾の方々と話も十分しながら、その人たちの意見を尊重して酌みながら、条例を制定していかなきゃいけないというふうに思っていますけどね。

ゆっくりやってくださいという、それが多分真意なんです。必要ないとは言っていないというふうに思います。

◎委員長（大野慎治君） 基本的に、先ほども申しましたが、手話言語条例というのは手話言語基本条例だという形で、今取り組んでいるやつを条例として今後もしっかり取り組んでいきたいと思います。ちょっと岩倉市が弱いのは、学校における理解とか、ユニバーサルデザイン研究会の皆さんとかが取り組んでいただいておりますが、そういったところもちょっと岩倉市として、全ての学校でやっていただいているわけではないよね、あれ。ユニバーサルデザイン。

◎福祉課長（富 邦也君） 学校のほうでも、先ほど言ったこいのぼりさんのところで、福祉実践教室というのをやっていただいておりますので、そちらのほうで1授業持たせていただいているというところがあります。

◎副委員長（井上真砂美君） 基本的なことを質問しますが、ごめんなさい。

聾啞者の方々のコミュニケーション、いろんな会議でのコミュニケーションとかを見ていると、要約筆記とか口の動きとか、そういうのを見て理解していただけるようなところが多いなと思うんですけども、例えば手話言語基本条例をつくると手話だけということですか。要約筆記されている方も見えますよね。いろんな会議だと要約筆記されていますし、それから我が家の近くにも耳が聞こえない方が見えるので、そうすると話をするときには、ゆっくりしゃべると分かってもらえるので、口の動きを見て確認してくださっているんだなと思いながらしゃべっているんですけども、この手話言語条例というのにこだわるのは……。ごめんなさい、教えてください。

◎委員（木村冬樹君） 手話の歴史をやっぱきちんと学ばなきゃいけないと思うんだけど、それと聾啞という言葉じゃなくて、耳の聞こえない人のことは聾者と言うんです。聾者は、物の名前や抽象的な概念を手や指の動きや視線、表情、体の向きを使って視覚的に表現するということで手話を意思疎通として行ってきたんだけど、これは明治時代から始まって、ところがいつとき、教育の中で、唇を読み、音声によってコミュニケーションを取る口話法が教えられた時期があって、手話が事実上禁止された時期があるんですよ。その後、2006年に障害者の権利条約が採択されて、言語には手話その他非音声言語を含むことが明記されたということです。

だから、例えば愛知県のやつでも、手話は言語なんだというふうに認めた

上で、コミュニケーション方法としては手話だけじゃなくていろんな方法があるよというふうに条例でしているんだよね。だから、そういう条例の仕立てでも僕はいいというふうに思うし。だけど、手話は言語なんだよということが、やっぱり聾者の思いに沿っているというふうに思うもんだから、それを認めることがまず一つ、条例の中では大事じゃないかなというふうに思います。

何年か前、向日市に行ったよね。向日市でもそのことが強調されてね。この歴史はきちんと押さえておかなきゃいけないというふうに言われましたので。ちょっと間違っていたら訂正を。

◎福祉課統括主査（大島富美君） 愛知県が今、木村委員が言われたように、手話言語障害者コミュニケーション条例をつくるときに、副委員長の言われたような内容のことを委員さんがやっぱり言われたみたいで、障害者コミュニケーション条例の中に一本化して手話を入れればいいんじゃないかと言われたんですね。だけど、今、木村委員がおっしゃられたように、あくまでも手話は言語であるというのは聾者の方のための条例であって……。ごめんなさい、話し方がちょっと下手なのでいかなのですが、私たちが生まれたときに最初に覚えるのが、やはり音声言語。パパ、ママとか、リンゴ、ミカンとかというように。ところが、聴覚障害者の方にとって最初に覚えるのはやっぱり身ぶり手ぶりで、そしてそれが後々手話になってくるんですね。文字で覚えるわけではないんですね。

コミュニケーション手段としては、要約筆記も聴覚障害者の方にとっては必要なものではあるんですが、あくまでも第一の言語としては、聾者にとっては手話言語。手話が言語であるということとコミュニケーションというところは別物というふうに考えてやっていかないといけないと思うんですね。

ごめんなさい、ちょっと説明の仕方が悪いのかもしれないんですけども。

◎副委員長（井上真砂美君） ありがとうございます。

何となく、歴史やら手話言語と、またコミュニケーションをふだん取るのとは違うことは、今もわっとしているんですけど、理解してきました。

この条例というのを制定することは……。手話言語は認めていますよね。今、どういう意味があるのかが、ちょっとまた制定というのに結びつくまでがまだ腑に落ちていないというか、なかなか難しいところがあるんですけど、教えてください。

◎福祉課統括主査（大島富美君） ですから、聾者の方にとって、手話が言語であるということを一般市民の方に理解してもらおうということと、聾者の方を理解してもらうためには手話言語条例というものが必要になってくるわ

けなんですね。

そのほかの、視覚障害者の方であれば点字であったり、聴覚障害者の方も要約筆記であったり、そういった手段のほうはコミュニケーションの形になってくと思うんですね。

◎委員（黒川 武君） そういうことも含めて、幅広くやっぱり我々自身が勉強、調査研究が必要だろうと思います。

それと、やっぱり我々が念頭に置かなきゃいけないというのは、新型コロナウイルスによって、その方々に対してどのような影響を及ぼしてきたのかというところは、まずやっぱりきちっと押さえることが大事なんですよ。

先ほど、口話法とか読唇術とかと言われたけど、マスクしちゃうとほとんど読み取れないわけですよ。それとソーシャルディスタンスということで距離を置かなきゃいけない。ソーシャルディスタンスそのものの用語もおかしいんですよ。あれは身体的距離を指すのであって、社会的距離なんていうようなことを言っていたら、本当にコミュニケーションそのものが取れなくなってしまうので、やっぱりこれから条例を考えるんだったら、そういう感染症のことも念頭に含めながら、障害者の方々にとってはやはりコミュニケーション手段の取り方としては何が必要なのかということ。そういうことをやっぱり考えていかないと、いつ何どき起こるかどうか分からないので。

それで、ちょっとお聞きしたいのは、そういったこの数か月間、障害者の方々というのはどのような思いを持ってみえるのか。ひょっとしてその点、お聞きになってみえることがありましたら、御紹介いただきたいと思います。

◎福祉課長（富 邦也君） ほんの一例になりますが、関わった方になりますけど、やっぱり情報がなかなか伝わりにくいということで、今回私の知っている方では、なかなか用語が難しくて分からないということもありまして、どう理解していいか分からないので、なかなか外に出ることが不安であったということは聞きました。

ですので、そういった方については知っていましたので、私が声をかけたりして、こういった情報、今こういう状況ですよとって、マスクとかしていただいて、市役所とかにも来ていただいて結構ですよという話はさせていただいて。でも、やっぱり不安だから、できる限り家の中にいますねという話とか、そういったことは情報を共有しながら話したりしていました。

また、知り合いを使って、そういった情報を伝えてもらったりすることもありましたので、周知とかそういったものについては、情報を知っている方に流せるような形で、私的にはしていたつもりであります。

◎委員長（大野慎治君） 今、課長がおっしゃられるように、4月、5月は外出を控えていた方が多かったということですよね。

◎福祉課長（富 邦也君） ほんの一例になりますけど、私の範囲では、聾者の方についてはできる限り控えていた。でも、役所には来られていましたので、必要なときは。給付金とか、そういったときには、やり方が分からないのでどうしたらいいとか、そういったこともお問合せがあったので、私のところへ来ていただければどういう手続ですよという話を個人的にお話しさせていただいたり、そういったことはさせていただきましたので。分かったから郵送でやるわとか、そういったことも情報を共有しながらやっていたので。

◎委員長（大野慎治君） ほかに、今日お聞きになりたいことはございませんか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 今日、配付させていただいた資料、一度目を通して、一般質問でされた方は当然分かっていることなのであれですが、目を通していただいて、愛知県さんの条例について、ちょっと説明を割愛させていただきましたが、目を通していただくと愛知県さんの条例の中身がよく分かりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

次に、視察へ行くといっても愛知県内しか行けませんので、もし行けるとしても。お話を聞けるとしても、近くだと稲沢市さんが一番早く条例を制定していますので、稲沢市さんだったら、朝早く出て午前中で帰ってこられるぐらいの距離でございますので、稲沢市さんに一度話を聞きに行くということを検討したいと思いますが。受け入れてくれるかどうかは、相手先の市の状況によって違いますから、近隣市だと受けてくださるという報告もございますので、岩倉市も近隣市だと受けるということにしているようでございますので。

ちょっと日程のほうは、またLINEのほうで調整させていただいて、まず稲沢市さんに視察を受けていただけるかどうかという話を投げかけて、受けていただけるんだったら、また日程調整させていただきますので、よろしくお願いします。LINEで確認させていただきますので。

◎副委員長（井上真砂美君） まだちょっと制定とかそこまでのことで、どういふ変化があったとかいうことを文書質問というんですか。今なかなか、やはり難しい時期ですので、文書でちょっと稲沢市さんは平成30年に制定されているということで、30年の12月、まだ施行されたのが本当に1年ちょっと前になるのかな。

◎委員長（大野慎治君） 1年半前ですね。

◎副委員長（井上真砂美君） その頃ですので、その後どのように変わったのか、そのようなことも文書でお尋ねするのはいかがですか。

◎委員長（大野慎治君） 1人で行く分だったら、全然受け入れてくれるんですけど、委員会として行くときはちゃんと正式に申し込まないと。事前に質問事項を書いて、送って、それに対して委員会で受けるという形なので、文書質問に対して先に答えるということは、あまり今までもないと思います。個人的な活動ではなくなっていますので、そういった形で。

取りあえず、稲沢市さんにまず投げかけて、受け入れていただけるかどうかというところをまず確認させていただきますので、よろしくお願いします。受けていただけるというふうになったら、ちょっと日程調整のほうをさせていただきますので、よろしくお願いします。

8月の頭までに1回行って、その後、9月議会以降にちょっと課長を通じて団体の方と意見交換の場を設けたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎委員（黒川 武君） 今、委員長が言われた近隣の稲沢市さんに視察ということで、それはそれで調整すればいいんだけど、それは委員会だけ。執行機関側との合同という形にするの。あるいは、執行機関側は既にそういったところの事情は分かっているから、我々は聞く必要はないんだと。それはそれで構わないんだけど、どんなもんかね。

◎委員長（大野慎治君） 課長、ちょっとごめんなさい。今、そういった御意見がありました。

◎福祉課長（富 邦也君） 考えていなかったの。

◎委員（黒川 武君） 私がこういうことを申し上げたのは、前例がないわけじゃない。例の健康づくり条例、あのときは平成28年、大府へ行ったでしょう。現地で落ち合って、委員会と執行機関の合同のいわゆる視察を行ったということだった。そこで、担当のほうもじっくり聞きたいことは聞いていただくとかということで、それが私は出発点であったのかなあとと思いますので、もし今回よろしければ、合同というやり方もあるのではないかなあとと思いますので、一度お考えいただければと思います。

◎委員長（大野慎治君） じゃあ、課長と御協議させていただいて、グループ長も日程が合えば一緒に行けるように調整を図りたいと思いますので、よろしくお願いします。ちょっと委員長、副委員長で話しながら決めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ちょうどいい時間となりました。ほかに質疑はないですね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 協議事項(2)その他、ございませんか。ないですね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 3. その他ございませんか。ないですね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 以上で厚生・文教常任委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。